

【新旧対照表】

○四万十町立図書館設置条例

改正後	改正前										
(名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>四万十町立図書館</td><td>四万十町茂串町219番地 8</td></tr> <tr> <td>四万十町立図書館大正分館</td><td>四万十町大正380番地</td></tr> </table> 2 前項に掲げるもののほか、町の地域公共施設に図書館の分室を設置することができる。 (休館日及び開館時間) 第4条 図書館の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 開館時間 ア (略) イ 日曜日は、午前9時から午後<u>5時</u>までとする。	名称	位置	四万十町立図書館	四万十町茂串町219番地 8	四万十町立図書館大正分館	四万十町大正380番地	(名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>四万十町立図書館</td><td>四万十町茂串町219番地 8</td></tr> </table> 2 前項に掲げるもののほか、町の地域公共施設に図書館の分室を設置することができる。 (休館日及び開館時間) 第4条 図書館の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 開館時間 ア (略) イ 日曜日は、午前9時から午後<u>4時</u>までとする。	名称	位置	四万十町立図書館	四万十町茂串町219番地 8
名称	位置										
四万十町立図書館	四万十町茂串町219番地 8										
四万十町立図書館大正分館	四万十町大正380番地										
名称	位置										
四万十町立図書館	四万十町茂串町219番地 8										